

# 農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」 及び有機農産物の使用について

---

令和 6 年 7 月

**農林水産省**

# みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

## 現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

### 「Farm to Fork戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

### 「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)

2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

**農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務**

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

## 目指す姿と取組方向

### 2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した

### 輸入原材料調達の実現を目指す

- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

### 戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、

今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。

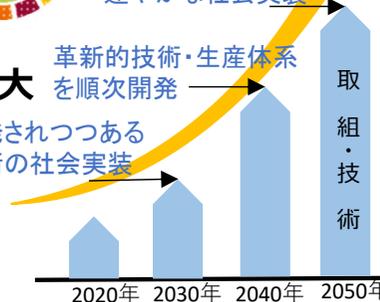


ゼロエミッション  
持続的発展

革新的技術・生産体系の  
速やかな社会実装

革新的技術・生産体系  
を順次開発

開発されつつある  
技術の社会実装



## 期待される効果

### 経済

#### 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

### 社会

#### 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

### 環境

#### 将来にわたり安心して 暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

# みどりの食料システム戦略（具体的な取組）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

## 調達

1. 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

- (1) 持続可能な資材やエネルギーの調達
- (2) 地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組
- (3) 資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発

～期待される取組・技術～

- ▶ 地産地消型エネルギーシステムの構築
- ▶ 改質リグニン等を活用した高機能材料の開発
- ▶ 食品残渣・汚泥等からの肥料成分の回収・活用
- ▶ 新たなタンパク資源（昆虫等）の利活用拡大等

2. イノベーション等による持続的生産体制の構築

- (1) 高い生産性と両立する持続的生産体系への転換
- (2) 機械の電化・水素化等、資材のグリーン化
- (3) 地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
- (4) 農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
- (5) 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
- (6) 水産資源の適切な管理

～期待される取組・技術～

- ▶ スマート技術によるピンポイント農薬散布、病害虫の総合防除の推進、土壌・生育データに基づく施肥管理
- ▶ 農林業機械・漁船の電化等、脱プラ生産資材の開発
- ▶ バイオ炭の農地投入技術
- ▶ エリートツリー等の開発・普及、人工林資源の循環利用の確立
- ▶ 海藻類によるCO<sub>2</sub>固定化（ブルーカーボン）の推進等

## 生産

4. 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

## 消費

- (1) 食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
- (2) 消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
- (3) 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
- (4) 建築の木造化、暮らしの木質化の推進
- (5) 持続可能な水産物の消費拡大

～期待される取組・技術～

- ▶ 外見重視の見直し等、持続性を重視した消費の拡大
- ▶ 国産品に対する評価向上を通じた輸出拡大
- ▶ 健康寿命の延伸に向けた食品開発・食生活の推進等

- ✓ 雇用の増大
- ✓ 地域所得の向上
- ✓ 豊かな食生活の実現

3. ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

## 加工・流通

- (1) 持続可能な輸入食料・輸入原材料への切替えや環境活動の促進
- (2) データ・AIの活用等による加工・流通の合理化・適正化
- (3) 長期保存、長期輸送に対応した包装資材の開発
- (4) 脱炭素化、健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化

～期待される取組・技術～

- ▶ 電子タグ（RFID）等の技術を活用した商品・物流情報のデータ連携
- ▶ 需給予測システム、マッチングによる食品ロス削減
- ▶ 非接触で人手不足にも対応した自動配送陳列等

# 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要

## 背景

- 近年における**世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行**、我が国における**人口の減少**その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、**食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等**を図るため、**基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定める。**

## 食料安全保障の確保

- (1) 基本理念について、
- ①「**食料安全保障の確保**」を規定し、その定義を「**良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態**」とする。  
(第2条第1項関係)
  - ②国民に対する食料の**安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要**であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、**海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。**  
(第2条第4項関係)
  - ③食料の**合理的な価格の形成**については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、**食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。**  
(第2条第5項関係)
- (2) 基本的施策として、
- ①**食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）**  
(第19条及び第21条関係)
  - ②**収益性の向上に資する農産物の輸出の促進（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）**  
(第22条関係)
  - ③**価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等**を規定。  
(第23条及び第39条関係)

## 環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) **新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。**  
(第3条関係)
- (2) **基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。**  
(第20条及び第32条関係)

## 農業の持続的な発展

- (1) **基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。**  
(第5条関係)
- (2) **基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、農業経営の支援を行う事業者（サービス事業者）の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。**  
(第26条から第31条まで、第37条、第38条、第41条及び第42条関係)

## 農村の振興

- (1) **基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。**  
(第6条関係)
- (2) **基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等を規定。**  
(第43条から第49条まで関係)

## 施行期日

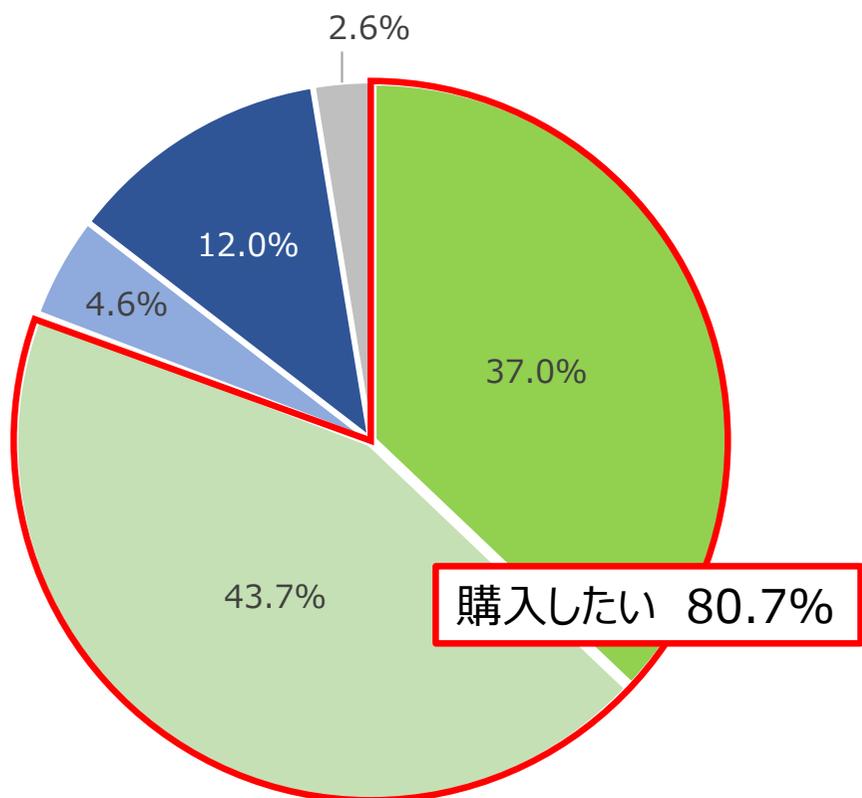
公布の日

# 環境に配慮した農産物に対する消費者の意識

- 環境に配慮した生産手法によって生産された農産物を購入したことがない、または、今後購入しない理由として、「**どれが環境に配慮した農産物かわからないため**」と答えた人が**6割以上**。
- **環境負荷低減の取組の「見える化」を通じて消費者が選択できる環境を整備することが重要**。

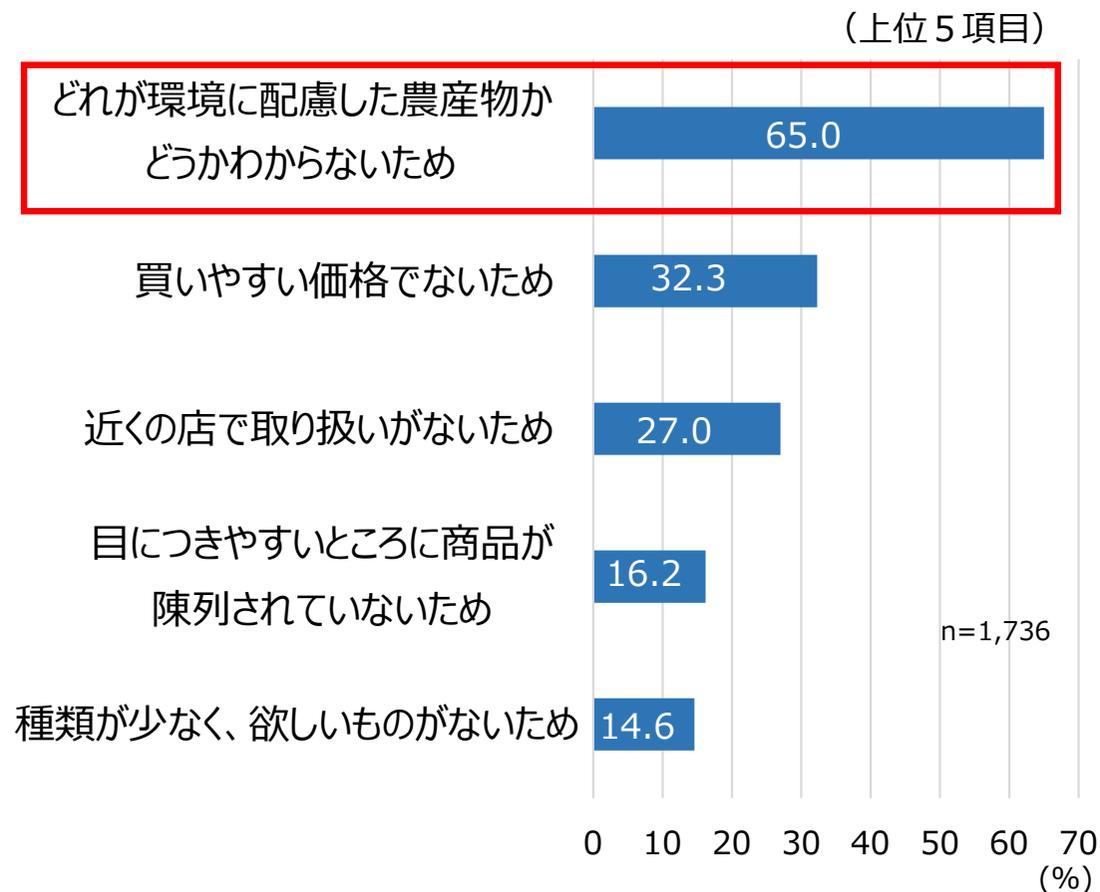
■ [「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」](#)（内閣府、令和5年9月14日～10月22日実施、有効回収数2,875人）

問 環境に配慮した生産手法によって生産された農作物を  
実際に購入したことがありますか。 n=2,875



- 購入したことがあり、今後も購入したい
- 購入したことはないが、今後は購入したい
- 購入したことはあるが、今後は購入しない
- 購入したことはなく、今後も購入しない
- 無回答

問 環境に配慮した生産手法によって生産された農産物の購入  
について、購入したことがない、または、今後購入しない理由  
は何ですか。（○はいくつでも）



# 農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」

- **みどりの食料システム戦略**に基づき、消費者の選択に資する環境負荷低減の取組の「見える化」を進めます。
- 化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用低減、バイオ炭の施用、水田の水管理などの栽培情報を用い、定量的に温室効果ガスの排出と吸収を算定し、削減への貢献の度合いに応じ星の数で分かりやすく表示します。
- 米については、**生物多様性保全**の取組の得点に応じて評価し、温室効果ガスの削減貢献と合わせて等級表示できます。
- 農産物等にラベル表示するための基本的な考え方と、算定・表示の手順を整理したガイドラインを策定し、令和6年3月に「見える化」の本格運用を開始しました。  
(登録番号付与209件 令和6年6月末時点)(販売店舗等358か所 令和6年6月末時点)
- 生産者・事業者に対する算定支援や販売資材の提供を引き続き実施します。



みえるらべると呼んでね!

詳しくは農水省HPへ



## 温室効果ガス削減への貢献

栽培情報を用い、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定。

排出(農薬、肥料、燃料等)  
- 吸収(バイオ炭等)

$$100\% - \frac{\text{対象生産者の栽培方法での排出量(品目別)}}{\text{地域の標準的栽培方法での排出量(品目別)}} = \text{削減貢献率(\%)}$$

★ : 削減貢献率5%以上  
★★ : // 10%以上  
★★★ : // 20%以上



※上記の商標は商標出願中です

## 対象品目：23品目

米、トマト(露地・施設)、キュウリ(露地・施設)、ミニトマト(施設)、なす(露地・施設)、ほうれん草、白ねぎ、玉ねぎ、白菜、ばれいしょ、かんしょ、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、リンゴ、温州みかん(露地・施設)、ぶどう(露地・施設)、日本なし、もも、いちご(施設)、茶 ※括弧書きがないものは全て露地のみ

## 生物多様性保全への配慮

※米に限る

<取組一覧>

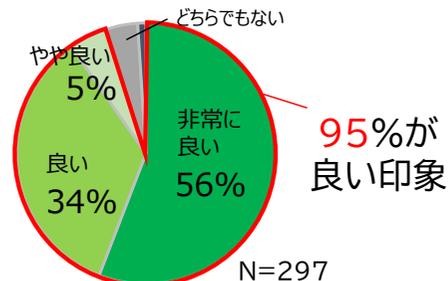
化学農薬・化学肥料の不使用	2点
化学農薬・化学肥料の低減(5割以上10割未満)	1点
冬期湛水	1点
中干し延期または中止	1点
江の設置等	1点
魚類の保護	1点
畦畔管理	1点

★ : 取組の得点1点  
★★ : // 2点  
★★★ : // 3点以上

## 消費者へのわかりやすい表示

(令和4年度・令和5年度 実証より)

店舗への印象



令和4年度・令和5年度実証において  
全国のべ**789**か所で販売  
(令和6年3月末時点)

# みえるらべるの表示事例・イベントでの発信の例

## イトーヨーカドー（東京ほか）：スーパー

- ・首都圏を中心に全国展開する大手スーパー。関東6店舗でラベル表示。
- ・小売事業者側から取引のある生産者に積極的に働きかけるとともに、事業者自ら、店舗やHP、SNSにおいて発信。



## サンプラザ（大阪）：スーパー

- ・地域の産品を多く取り扱う大阪の地域密着型スーパー。大阪府内等の全36店舗で表示。
- ・小売事業者側から取引のある生産者に積極的に働きかけ。



## ワタミグループ（全国）：居酒屋

- ・全国展開する居酒屋等242店舗において、自社グループ農場で有機農業で栽培した「見える化」レタスをを使用したメニューを販売。



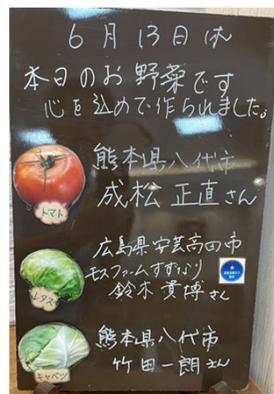
## おむすび権米衛（東京ほか）：外食

- ・外食事業者側から契約生産者（北海道、秋田、福島、茨城、栃木の11生産者）に働きかけて、HPや店頭でのポスター掲示によるラベル表示が実現。
- ・東京、千葉、神奈川、埼玉の店舗で実施（農林水産省店でも実施）。



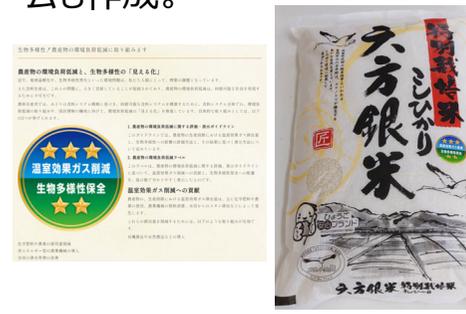
## モスバーガー（広島）：外食

- ・有機物主体の肥料の活用と減農薬栽培を行うレタス生産者（（株）鈴生）からモスバーガーに働きかけがあり、ラベル表示が実現。
- ・広島県内の店舗で「見える化」レタスを使用した商品を販売。



## 中谷農事組合（兵庫）：ECサイト

- ・兵庫県から「コウノトリ舞い降りる田んぼ」に認定されるなど、従来から環境配慮に取り組む。
- ・HPにて「見える化」の紹介コラムも作成。



## ひとびと 陽と人（福島）：カタログギフト

- ・福島県で環境負荷低減に取り組みながら栽培した桃を、日本郵政グループと協働し、関東の郵便局のカタログギフトとして販売。

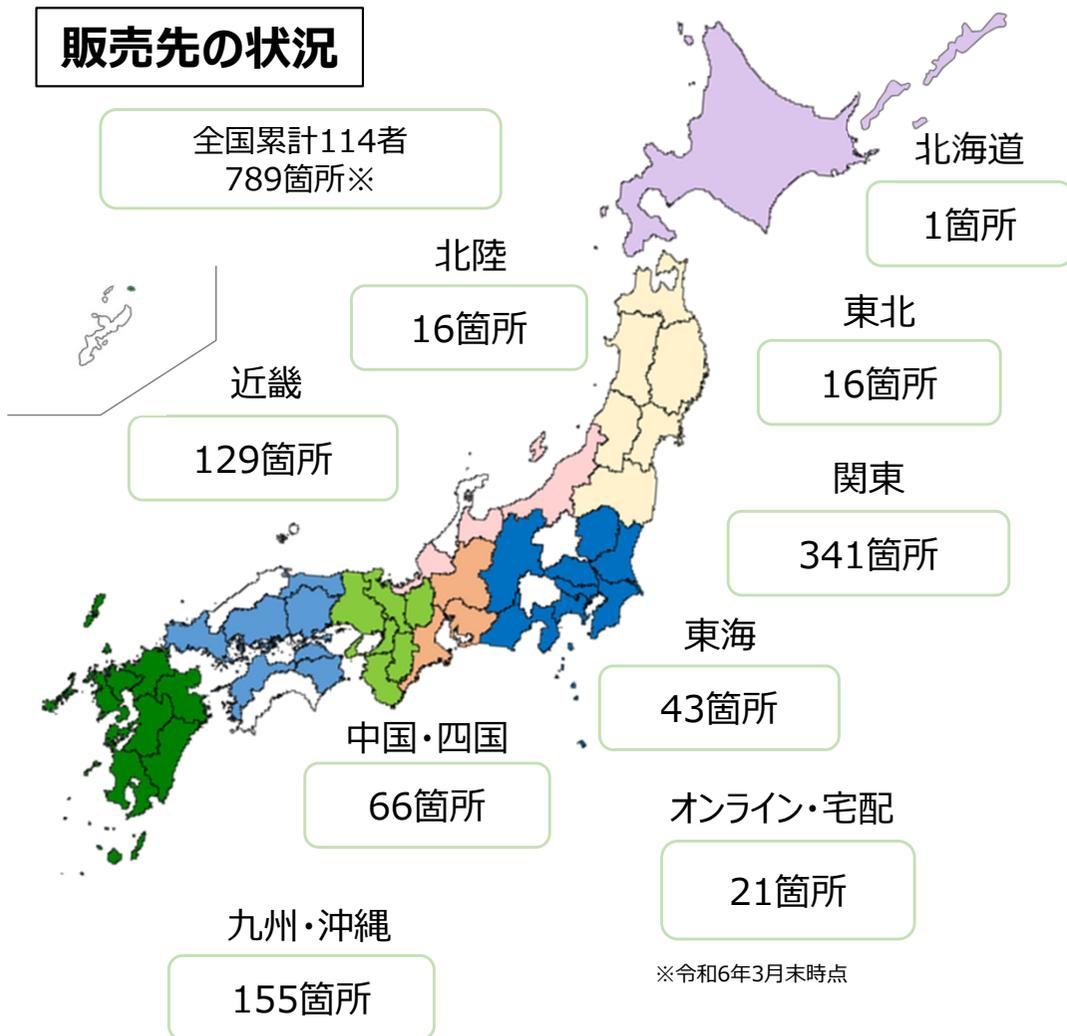


# 令和4年度・令和5年度の「見える化」実証の状況

- 令和4年度に3品目で実証を開始し、令和5年度には対象品目を23品目に拡大。
- 実証開始以降、実証参加者は着実に増加（累計789箇所・114名・団体令和6年3月末時点）。
- 取組が外食、加工品等の多様な業態にも広がりつつあるだけでなく、メディアの関心も高まった。

対象品目：コメ、トマト、キュウリ、**ミニトマト、ナス、ほうれん草、白ネギ、玉ねぎ、白菜、ばれいしょ、かんしょ、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、リンゴ、みかん、ぶどう、日本なし、もも、いちご、茶**（赤字は令和5年度より対象となった品目）

## 販売先の状況



## 生産者の参加状況



## メディアへの掲載

- ・令和5年5月10日 日本経済新聞「食品のCO<sub>2</sub>削減 見える化」
- ・令和5年6月26日 朝日新聞デジタル「脱炭素をコメの付加価値に」
- ・令和5年9月14日 NHK福井放送局「JA越前たけふ生産のコメ 温室効果ガス削減で最高評価に」
- ・令和5年11月1日 テレビ東京「WBS（ワールドビジネスサテライト）」
- ・令和5年12月1日 産経新聞「知っ得ニュース記事#サステナアクション」
- ・令和5年12月10日 東京メトロ フリーペーパー「メトロポリターナ12月号」

ほか

# 各省庁等の食堂における有機農産物の使用について

- グリーン購入法に基づく国等の環境物品等の調達に関する基本方針（令和4年2月25日閣議決定）において、国等の庁舎における食堂について、**有機農業の推進に係る配慮事項**を設定。
- 農林水産省では、これを踏まえた当省の調達方針に即して、運営事業者の公募を実施。農林水産省の職員第1食堂においては、**常時10種類以上の有機農産物を使用したメニュー**が提供されているほか、令和5年から、庁舎内の6か所の食堂全てにおいて提供。
- 当省から他省庁の食堂担当に対して、情報提供・働きかけを行っており、**法務省、厚生労働省等、複数の省庁の食堂において、有機農産物を使用したメニューを試行的に提供。**
- 有機農業の取組拡大に伴い、公的機関における有機農産物の使用をさらに進めるべく、本年度の基本方針改定において、配慮事項から**基準値1（プレミアム基準）**として要件化を希望。

## グリーン購入法に基づく方針

### 国等の基本方針

#### <食堂>

##### （有機農業の推進に係る配慮事項）

- ・ 食堂で使用する農産物や加工品は、可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物及びそれを原料として使用した加工品の利用の推進に資するものであること。

### 農林水産省の調達方針

#### <食堂>

- ・ 原則として、可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物等を積極的に使用する食堂を率先して調達する。

## 各省庁の食堂の取組

### 使用する有機農産物

#### <法務省>

- 令和4年11月に**有機野菜（タマネギ、ニンジン、じゃがいも、ベビーリーフ）**を使用した「有機野菜と厚切りベーコンのトマトパスタ」を提供。

#### <厚生労働省>

- 令和4年12月の福島フェアや令和5年10月のノウフクフェアにおいて、**有機野菜（長ねぎ、ホウレンソウ、じゃがいも、タマネギ）**を使用したメニューを提供。

#### <農林水産省>

- 複数の仕入れ先を確保し、常時トマト・ダイコン等**有機野菜10品目程度**を提供中。
- 令和4年11月から令和5年2月までの期間限定で**全ての米飯メニューで有機米(福島県産)**を使用。今後も、仕入れ時期などの状況を見て積極的に使用する予定。

### 有機農産物を使用したメニュー等の例

《真鯛の揚げびたし有機野菜のあんかけ（農水省）》



《牛バラ肉と野菜のオイスター炒め（農水省）》



《きたあかりの肉じゃが（厚労省）》



《蒸し鶏とネギの旨塩わさび和え（厚労省）》



# 有機農業の取組拡大に向けて

- 地域ぐるみで有機農業の拡大を実践する「オーガニックビレッジ」は、現在**45道府県124市町村**まで拡大(令和6年6月時点)。2025年目標として掲げる100市町村を前倒しで達成しており、2030年までに200市町村への拡大を目指す。
- 学校給食に有機食品を利用している全国の市町村数は令和4年度に193市町村にまで拡大。
- 各地の農業大学校や都道府県が支援する施設などで有機栽培技術を習得できる環境が拡大。

## オーガニックビレッジの創出

2023年度 93市町村 → 2024年度 124市町村

長野県松川町 (水稲・野菜・果樹)  
有機農業を通じた農地の継承!

31市町村 で新たな取組が開始  
(2025年目標を前倒しで達成)

富山県富山市 (水稲・エゴマ)  
付加価値の高い有機加工品の開発!

熊本県山都町 (水稲・野菜)  
誰もが有機農業に取り組める体制へ!

北海道安平町 (水稲・大豆)  
販路拡大に向けた加工品の開発!

徳島県小松島市 (水稲)  
有機農業が実践しやすい地域づくり!

宮崎県綾町 (水稲・野菜)  
有機農業を学べる学校を開校!

オーガニックビレッジの  
パンフレットはこちら→



- 1 市町村
- 2 市町村
- 3 市町村
- 4 市町村
- 5 市町村

2022年度開始  
2023年度開始

## 有機農業を学べる場の拡大

○ 全国各地で、有機栽培技術を修得できる環境が拡大。

### 【全国指導団体】

- ・ 民間稲作研究所 (栃木県)
- ・ ジャパンバイオファーム (長野県)
- ・ 自然農法国際研究開発センター (長野県)
- ・ MOA自然農法文化事業団 (静岡県)

技術の指導 技術の習得

### 【大学】

- ・ 群馬県立農林大学校
- ・ 埼玉県農業大学校
- ・ 島根県立農林大学校

- ・ アグリイノベーション大学校 (関東・関西)
- ・ はたけの学校【テラこや】(神奈川県)
- ・ 亀岡オーガニック農業スクール(京都府)
- ・ 農の学校(兵庫県)
- ・ とくしま有機農業サポートセンター(徳島県)
- ・ アグリガーデンスクール(福岡県)
- ・ 有機の学校 ORGANICSMILE(熊本県)
- ・ 綾オーガニックスクール(宮崎県)

### 【地域の学びの場】

- ・ とやま有機農業アカデミー(富山県)
- ・ 農業経営者育成学校「SEADS」(山形県)

### 【都道府県】

- ・ 有機農業指導員(31府県) 1,138名



## 学校給食での活用拡大

○ 学校給食に有機食品を利用している全国の市町村数は、令和2年度の123市町村、令和3年度は137市町村、令和4年度は193市町村にまで拡大。

学校給食での有機食品を利用している市町村数  
(令和2年度～4年度)



出典：農業環境対策課「令和2年度、令和3年度、令和4年度における有機農業の推進状況調査(市町村対象)」

○ 旭川市は、都市部の泉大津市と連携協定を締結し、令和6年7月から、有機JAS米の「ゆめぴりか」約20tを提供予定。

